

大東監第129号  
平成28年9月7日

請求人様

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成28年7月14日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査結果を通知します。

## 1 請求人の請求内容

- (1) 大東市（東坂浩一市長）は、平成26年11月14日、北条西小学校跡地活用建築工事請負契約の入札を行い、A特定建設工事共同企業体（以下、AJVという。）、B特定建設工事共同企業体（以下、BJVという。）、C特定建設工事共同企業体（以下、CJVという。）、D特定建設工事共同企業体（以下、DJVという。）の計4者が入札した。予定価格854,000,000円（税抜）に対し、BJVが落札金額755,845,000円（税抜）にて落札した。
- (2) この入札には、事後審査型制限付一般競争入札制度が導入され実行されており、入札参加資格を持つ業者中でも、「登録の住所が大東市内の者」と「登録の住所が大東市外の者」とでは点数に大きな開きがある。これは、公正かつ自由な競争入札をその趣旨とする地方自治法第234条が本来予定する一般競争入札から著しく逸脱するものである。
- (3) 落札したEは東坂市長が前代表取締役を務めており、現在では東坂市長の妹が代表取締役を務めている、市長の身内企業といえる。また、他7社も市と市長と大変関わりのある地元企業であり、日頃より談合等が行える癒着した関係であったといえる。

事実、本件の前後に行われた入札においても、同社らは次のように関係している。

①平成25年10月2日、灰塚配水場ポンプ室築造工事の競争入札では、本件に関わる株式会社E（以下、Eという。）、株式会社F（以下、Fという。）、株式会社G（以下、Gという。）、株式会社H（以下、Hという。）の計4社が入札し、予定価格148,820,000円（税抜）に対し、Eが落札金額141,350,000円（税抜）にて落札した。落札率は94.9%であり、異常な高値落札であるといえる。

②平成26年5月22日の市民会館2階ホールの増築他建築工事の競争入札でも本件に関わる、EとH、株式会社I（以下、Iという。）の3社のみでの入札が強行され、これをHが予定価格1億9,200万円とピッタリ100%の入札価格で落札している。

これは、IとEがわざと予定価格を超える入札をして失格となり、Hが

単独落札したものであるが、東坂市長ら職員はこれを積極承認したのである。  
③平成27年7月30日に行われた市の四条北小学校プール改築等建築工事の入札においては、本件に関わるF、G、H、及び株式会社J（以下、Jという。）の4社が入札に参加している。Gはその後辞退し、FとHは予定価格と全く同額である1億3,020万円で入札を行い、Jが1億3,000万円で落札している。この入札における落札率も99.8%と、異常に高値な落札率である。

(4) 次に、上記8社らに関わらずに行われた入札の落札率は高値ではない。

平成26年11月18日に行われた北条西小学校跡地活用機械設備工事の入札では、大東市外の業者を多数入れて14社も指名された。そのうち6社の入札辞退があったものの8社で競争がされ、公表されていた予定価格2億6,600万円に対し、最低制限価格の2億40万6,000円で3社が入札した。抽選の結果、株式会社Kが落札しており、落札率は75.3%であった。

(5) 本件においては落札率88.5%であり、異常な高値落札であるといえる。

東坂市長らは、建設会社の元代表者として影響の及ぶところでは、息のかかった入札企業が適宜高値で落札できるよう談合し、入札しているのである。特に、東坂が市長になって以降、前岡本市長時代より格段の業者優遇入札になったことは明らかであり、このままでは市民の税からなる公金が不当に使用され続けることになる。

(6) よって、本件不正な談合にもとづく入札（独占禁止法19条）と契約により、大東市に損害を生ぜしめ、企業4社と東坂市長以下、入札・契約担当課職員への損害賠償請求を怠っていることの違法を確認し、かつ不法行為者らに損害賠償請求をするように求める。

請求人

(略)

平成28年7月14日

大東市監査委員 様

## 【添付証拠書類】

1. 入札結果一覧表
2. 工事請負契約関係記録
3. 振込明細書

## 2 請求の受理

本請求は平成28年7月14日に提出され、同年7月20日に要件審査を行った。審査の結果、法に定める形式的要件を具備しているものと認められたので、同年7月14日付けで受理し、監査を実施することにした。

## 3 監査の実施

### (1) 監査対象事項

本件監査請求等の趣旨から、北条西小学校跡地活用建築工事（以下「本件工事」という。）の入札において談合が存在したのか否か、また大東市（以下「市」という。）が関係企業ならびに市長以下関係職員に対して損害賠償請求権を行使していないことが違法か否か、を監査対象事項とした。

### (2) 監査対象部課からの関係書類の提出

平成28年7月29日に、対象事務を担当する総務部契約課から監査に必要な関係書類の提出を受けた。

### (3) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成28年8月5日に、地方自治法（以下「法」という。）第242条第6項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人による新たな証拠の

提出および陳述は行われなかった。

#### **(4) 監査対象部課からの事情聴取**

平成28年8月5日に、対象事務を担当する総務部契約課から事情を聴取した。

#### **(5) 関係人への調査**

法第199条第8項の規定により、平成26年11月14日に実施された本件工事の入札に参加した3つの特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）および入札参加申請後に入札を事前に辞退した1つの共同企業体の、それぞれ代表者であった企業4社に対して、平成28年8月8日付で書面と対面による調査の実施を依頼した。企業4社から書面による回答を得るとともに、同年8月29日に対面による調査を行った。

### **4 監査の結果**

#### **(1) 認定した事実**

ア 本件工事の入札方式は、共同企業体限定による事後審査型制限付一般競争入札の方法によって実施された。

イ 本件工事の入札参加資格は、入札実施要領で本店の登録住所が大東市内の者にあつては、経営事項審査結果通知書の建設工事の種類「建築一式」の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が最上位等級は700点以上、第二位等級は650点以上とされ、支店又は営業所の登録住所が大東市内の者にあつては、総合評定値が最上位等級は800点以上、第二位等級は750点以上とされ、また登録の住所が大東市外の者にあつては、総合評定値が最上位等級は1100点以上、第二位等級は1000点以上とされていた。

ウ 本件工事の入札に参加できる共同企業体の組み合わせは、最上位等級の企業相互で構成される共同企業体、または最上位等級の企業と第二位等級の企業とで構成される共同企業体とされ、且つ最上位等級または第二位等級の構成員に必ず本店の登録の住所が大東市内の者を含むこととされていた。

エ 市は予定価格を854,000,000円（税抜）と定め、事前に公表していた。

オ 本件工事の入札については、株式会社Lと株式会社Fで構成するA特定建設工事共同企業体、株式会社Mと株式会社Eで構成するB特定建設工事共同企業体、株式会社Gと株式会社Nで構成するC特定建設工事共同企業体、株式会社Hと株式会社Iで構成するD特定建設工事共同企業体の4つの共同企業体を受付最終日である平成26年11月6日までに入札参加資格審査申請書を市に提出した。

カ 入札参加申請を行っていたD特定建設工事共同企業体は、同年11月13日に入札辞退届を市に提出した。

キ 市は同年11月14日に、A特定建設工事共同企業体、B特定建設工事共同企業体、C特定建設工事共同企業体の3共同企業体の参加により、本件工事の入札を実施した。

ク 入札の結果、B特定建設工事共同企業体が税抜755,845,000円で落札した。

ケ 市は同年11月20日にB特定建設工事共同企業体と税込816,312,600円で仮契約を行い、大東市議会の議決を経た後の同年12月22日に市が効力発生のお知らせを行った。

コ 市は平成27年11月27日に、当初の工期である平成26年12月26日から平成27年11月30日を、平成26年12月26日から平成28年

1月29日までの工期に変更を行った。

サ 市は平成27年2月3日支払の前払金、同年11月13日支払の中間前払金、平成28年3月22日支払の竣工払金の合計で、816,312,600円をB特定建設工事共同企業体に支払った。

## (2) 判断

### ① 入札に談合があるとの主張について

#### ア 市長の関与について

関係書類を確認したところ、市長は平成26年9月18日に本件工事の施行伺いを決裁している。この決裁文書には入札実施時に予定価格とされる税抜854,000,000円の設計金額が記されているが、予定価格は入札実施要領に記載されて事前公表されるものであり、談合に繋がるような情報を含む決裁ではなかった。

次に市長が決裁を行ったのは、平成26年10月6日の入札実施の伺いである。決裁の内容は、委員長である副市長と5名の部長級職員等で構成する大東市事後審査型制限付一般競争入札資格審査会（以下「審査会」という。）が事前に承認した入札実施要領に基づいて本件入札を実施する、というものである。これに関連する一連の文書を確認したが、審査会が入札実施要領で事前に承認した入札参加資格を、市長が決裁過程で事後的に変更を加える等の関与を行った形跡もなく、談合を疑わなければならないような事実は存在しなかった。

この後に市長が決裁を行っていたのは、平成26年11月19日の落札業者との工事請負仮契約締結の伺いであるが、これも談合に繋がるような情報を含んだ決裁ではなかった。

以上のことから、談合に繋がるような入札情報に市長は全く関与しておらず、入札参加資格の原案作成、入札参加申請書の受付、申請者の入札参加決定等の談合に利用し得る入札情報は、総務部長と契約課内で止まっていたのである。

#### イ 市職員の関与について

本件入札について情報を知ることが出来る職員を確認したところ、総務部長と課長を含む契約課職員4名の計5名の職員であった。

このため総務部長および契約課長に対し、これら5名の者から市長や副市長、或いは他の部署の職員、さらには市の外部の者等への本件入札情報の漏えいが無かったかについて事情聴取を行ったが、入札情報は厳重に管理をしており漏えいは絶対に無い、との申し立てであった。

あわせて本件入札実施の前後で、業者間で談合が行われているとの情報が市に寄せられていなかったかを確認したところ、そのような情報は無かった、とのことであった。

以上のことから、市職員が談合に繋がるような入札情報を漏えいした事実はなく、また入札の中止や延期を行わなければならないような事情も認められなかった。

#### ウ 入札参加申請を行った企業への調査結果について

次に、当職は調査に万全を期するため、法第199条第8項の規定に基づき、本件入札に参加した3つの共同企業体と入札を事前に辞退した1つの共同企業体に対し、各共同企業体の代表者であった企業から談合の有無について書面による回答を求めるとともに、対面により談合の有無を直接確認した。

結果は、いずれの企業も談合の存在を否定した。

#### ② 総合評定値の点数設定について

請求人は、市が定める入札参加資格において、本・支店の登録の住所が大東

市内にある者と登録の住所が大東市外にある者との間で、設定されている総合評定値の点数に大きな開きがあり、法が想定する公正かつ自由な競争を著しく逸脱していると主張している。

しかしながら「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」は、中小企業者の受注機会を確保するために必要な施策を講ずることを地方公共団体に求めており、登録の住所地によって入札参加資格である総合評定値の設定に差を設けることは不合理なことではない。

そして専門技術的にどのような入札制度の設計を行うかは市長の裁量事項であるが、本件については登録の住所が大東市外にある者についても137の工事業者が参加可能となっており、裁量権を逸脱するような著しく不合理な制度設計は行われていない。

### ③ その他の主張について

請求人のその他の主張は、いずれも市の入札に談合があったとする個人的な思料を一方的、断定的に述べているに過ぎず、直接的な証拠を以て立証されているとは言えないものである。

当職の調査の結果は上記のとおりであり、本件工事の入札における談合の存在は認められなかった。

したがって談合の存在が認められない以上、市が関係企業ならびに市長以下関係職員に対する損害賠償請求権の行使を怠っているとの請求人の主張は、採用することはできない。

## (3) 結論

以上の判断により、請求人の請求には理由がなく、これを棄却する。